

イデックスでんき ECO プラン（選択約款）

2023 年 8 月 1 日

1. 適用

このイデックスでんき ECO プラン（イデックスでんき ECO プランとは、ECO ファミリープラン、ECO 夜トクプラン、ECO ビジネスプラン A、ECO ビジネスプラン B、ECO ベーシックプラン、ECO ミッドナイトプラン、ECO オフィスプランの総称です。）選択約款（以下「この約款」といいます。）は、当社が非化石証書を使用することにより、お客様が使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー由来とみなすことができるプランの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

この約款にもとづく契約は、当社のイデックスでんき約款にもとづく需給契約に付帯するものといたします。

2. 対象となるお客様

この約款は、イデックスでんき約款の適用内容を満たし、イデックスでんき ECO プランにご契約いただいたお客さまを対象といたします。

3. この定義書の変更

イデックスでんき約款 I-2（約款の変更）に準じます。

4. 電気料金

①ECO ファミリープラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3

線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびイデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10A	316 円 24 銭
契約電流 15A	474 円 36 銭
契約電流 20A	632 円 48 銭
契約電流 30A	939 円 23 銭
契約電流 40A	1,252 円 31 銭

契約電流 50A	1,549 円 58 銭
契約電流 60A	1,840 円 52 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	最初の120kWh までの1kWhに つき	120kWhを超え 300kWhまでの 1kWhにつき	300kWhを超える 1kWhにつき
契約電流 10A	19 円 78 銭	25 円 38 銭	27 円 28 銭
契約電流 15A	19 円 78 銭	25 円 38 銭	27 円 28 銭
契約電流 20A	19 円 78 銭	25 円 38 銭	27 円 28 銭
契約電流 30A	19 円 60 銭	24 円 38 銭	25 円 64 銭
契約電流 40A	19 円 36 銭	24 円 38 銭	26 円 18 銭
契約電流 50A	19 円 36 銭	24 円 38 銭	26 円 18 銭
契約電流 60A	19 円 18 銭	24 円 38 銭	26 円 18 銭

②イデックスでんき ECO 夜トクプラン

(1) 適用範囲

イ この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ この需給契約条件に定める契約種別から他の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この需給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト

トとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

イ 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ロ 契約設備電力

(イ) 契約設備電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづきイデックスでんき約款別表 5 (契約電力等の算定方法) に準じて算定いたします。この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

(ロ) (イ)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものいたします。

(ハ) 契約設備電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の i. の係数を乗じて得た値の合計に ii. の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はイデックスでんき約款別表 5 (契約電力等の算定方法) に準じて算定し、ii. の係数を乗じないものいたします。

i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから

最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
次の 2 台の入力につき	95 パーセント
上記以外のもの入力につき	90 パーセント

ii. i. によって得た値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、イデックスでんき約款別表 5 (契約電力等の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制

限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

イ 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 春季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

(ロ) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(ハ) 秋季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

(ニ) 冬季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。

ロ 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(イ) 休日

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

(ロ) 平日

休日以外の日をいいます。

ハ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(6) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびイデックスでんき約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計

といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約電力が 10 キロワット以下の場合

1 契約につき	1,869 円 91 銭
---------	--------------

(ロ) 契約電力が 10 キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,710 円 62 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	568 円 14 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、(7) (使用電力量の算定等) ロ の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(イ) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1 キロワット時につき	休日	23 円 45 銭	20 円 05 銭
	平日	29 円 07 銭	26 円 18 銭

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	15 円 98 銭
-------------	-----------

(7) 使用電力量の算定等

イ 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

ロ 夜間蓄熱型機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、イデックスでんき約款別表 9（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(8) その他

イ この需給契約条件に定める契約種別の適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ (7)（使用電力量の算定等）ロ にいう電気の供給をしゃ断する装置は、イデックスでんき約款 43（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ハ 契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を消滅させ、または(4)（契約電力）により契約電力を減少しようとする場合は、イデックスでんき約款 39（需給開始後の需給契約の廃止または変更

にともなう料金および工事費の精算) (1)に準ずるものいたします。この場合、イデックスでんき約款 39 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算) (1)にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、(4) (契約電力) により契約電力を減少しようとする日といたします。

ニ 契約設備電力を増加されるときは、Ⅷ (工事費の負担) の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

③イデックスでんき ECO ビジネスプラン A

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要 (交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの) に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計 (契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量 (入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとにイデックスでんき約款別表 7 (負荷設備の入力換算容量) によって換算するものいたします。) に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、イデックスでんき約款別表 7 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、イデックスでんき約款別表 5（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびイデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh までの 1kWh につき	120kWh を超え 300kWh ま での 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh に つき
19 円 62 銭	25 円 07 銭	25 円 29 銭

④イデックスでんき ECO ビジネスプラン B

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の i. の係数を乗じて得た値の合計に ii. の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はイデックスでんき約款別表 5（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、ii. の係数を乗じないものといたします。

i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから

最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
次の 2 台の入力につき	95 パーセント
上記以外のもの入力につき	90 パーセント

ii. i. によって得た値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の14キロワットにつき	90 パーセント
次の30キロワットにつき	80 パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、イデックスでんき約款別表5（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(6) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびイデックスでんき約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次の料金に95%を乗じた金額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次の料金の半額といたします。

ます。

契約容量 1 kW につき	992 円 53 銭
---------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1kWh につき	18 円 20 銭
その他季 1kWh につき	16 円 57 銭

⑤ECO ベーシックプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ECO 料金およびイデックスでんき約款別表 1（再生可

能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、およびイデックスでんき約款別表 4 (電源調達調整費) (2)によって算定された電源調達調整費の加減算の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30A	939 円 23 銭
契約電流 40A	1,252 円 31 銭
契約電流 50A	1,565 円 39 銭
契約電流 60A	1,878 円 47 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	最初の 120kWh までの 1kWh に つき	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh につき
契約電流 30A	18 円 28 銭	23 円 88 銭	25 円 78 銭
契約電流 40A	18 円 28 銭	23 円 88 銭	25 円 78 銭
契約電流 50A	18 円 28 銭	23 円 88 銭	25 円 78 銭
契約電流 60A	18 円 28 銭	23 円 88 銭	25 円 78 銭

ハ ECO 料金

ECO 料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	500 円 00 銭
---------	------------

⑥ECO ミッドナイトプラン

(1) 適用範囲

イ この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ この需給契約条件に定める契約種別から他の契約種別に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この需給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

イ 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ロ 契約設備電力

(イ) 契約設備電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづきイデックスでんき約款別表 5 (契約電力等の算定方法) に準じて算定いたします。この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

(ロ) (イ)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

(ハ) 契約設備電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で

四捨五入いたします。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の i. の係数を乗じて得た値の合計に ii. の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はイデックスでんき約款別表 5 (契約電力等の算定方法) に準じて算定し、ii. の係数を乗じないものといたします。

i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから

最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
次の 2 台の入力につき	95 パーセント
上記以外のもの入力につき	90 パーセント

ii. i. によって得た値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、イデックスでんき約款別表 5 (契約電力等の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

イ 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 春季

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

(ロ) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(ハ) 秋季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

(ニ) 冬季

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の

2月29日までの期間)をいいます。

ロ 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(イ) 休日

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

(ロ) 平日

休日以外の日をいいます。

ハ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(6) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ECO料金およびイデックスでんき約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、およびイデックスでんき約款別表4（電源調達調整費）(2)によって算定された電源調達調整費の加減算の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、イデックス

でんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約電力が10キロワット以下の場合

1 契約につき	1,869 円 91 銭
---------	--------------

(ロ) 契約電力が10キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,710 円 62 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	568 円 14 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、(7) (使用電力量の算定等) ロ の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(イ) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1 キロワット時につき	休日	21 円 95 銭	18 円 55 銭
	平日	27 円 57 銭	24 円 68 銭

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	14 円 48 銭
-------------	-----------

ハ ECO 料金

ECO 料金は1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	500 円 00 銭
---------	------------

(7) 使用電力量の算定等

イ 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

ロ 夜間蓄熱型機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、イデックスでんき約款別表9（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(8) その他

イ この需給契約条件に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ (7)（使用電力量の算定等）ロ にいう電気の供給をしゃ断する装置は、イデックスでんき約款43（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ハ 契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または(4)（契約電力）により契約電力を減少しようとする場合は、イデックスでんき約款39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）(1)に準ずるものといたします。この場合、イデックスでんき約款39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）(1)にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、(4)（契約電力）により契約電力を減少しようとする日といたします。

ニ 契約設備電力を増加されるときは、イデックスでんき約款Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

⑦ECO オフィスプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとにイデックスでんき約款別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、イデックスでんき約款別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、イデックスでんき約款別表 5（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ECO 料金およびイデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、およびイデックスでんき約款別表 4（電源調達調整費）(2)によって算定された電源調達調整費の加減算の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	313 円 08 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh までの 1kWh につき	120kWh を超え 300kWh ま での 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh に つき
23 円 88 銭	23 円 88 銭	23 円 88 銭

ハ ECO 料金

ECO 料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,000 円 00 銭
---------	--------------

5. その他

(1) この約款に定めのないその他の事項については、イデックスでんき約款に定めるところによります。

(2) この約款およびイデックスでんき約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。